

## 建設業法等の改正を踏まえたルール遵守について ～建設業の担い手確保のために～

### 法改正について

建設業の処遇改善、働き方改革、生産性向上などの総合的な取組により担い手を確保し、建設業を持続可能なものとするため、令和 6 年 6 月 14 日に「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）の一部を改正する法律」が公布され、令和 7 年 12 月 12 日から全面施行されました。

公共工事を受注していただくにあたっては、法改正の趣旨を踏まえ、別紙のルールを遵守して取引していただくようお願いいたします。

### 法改正の趣旨

「持続的な安定発注」に向けた建設業の担い手確保のためには、  
・賃上げにより担い手の処遇を改善すること、そのために、建設業者が賃金の原資である労務費を適正に確保できるようにすること  
・発注者を含む関係者の行動変容により、担い手の賃金を競争原資としたダンピングによる受注競争を撲滅し、生産性や技術に基づく健全な競争環境へ転換することが不可欠です。

そのため、建設業法等が改正され、令和 7 年 12 月から、建設工事の請負契約の価格交渉・契約締結について新たなルールが適用されることになりました。

### 神戸市の取組

神戸市では、既にお知らせのとおり、①入札金額に係る積算の内訳書への労務費等の記載（R8.1 月公告～）、②労務費ダンピング調査（R8.4 月公告～予定）などに取り組んでいるところです。

（詳細は、令和 7 年 12 月 23 日付「入契法改正への対応について（お知らせ）」参照）

（参考）国土交通省ポータルサイト



第三次・担い手 3 法ポータルサイト  
<https://ninaite-sanpo.mlit.go.jp/>



労務費に関する基準ポータルサイト  
<https://roumuhi.mlit.go.jp/>

建設業の皆様におかれましては、以下の**ルールを遵守**して取引していただくようお願いいたします。

---

～受注に当たって～

○**労務費等が著しく低くなるような見積りはしない**

違反した場合は、国土交通大臣等からの指導・監督の対象となる可能性があります

○**適正な労務費を算出した上で労務費等※を内訳明示した見積書を作成・提出し、これを10年間保存する**

注文者から請求があった場合は、契約成立までに見積書を交付しなければなりません

※材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

○**正当な理由なく、総価として通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結はしない**

違反した場合は、国土交通大臣等からの指導・監督の対象となる可能性があります

～注文にあたって～

○工事の規模等に応じて**十分な見積り期間**を設けるとともに、受注者から提出された**見積書を考慮・尊重**する

○提出された見積書に対し、**労務費等※が著しく低くなるような見積り変更依頼はしない**

違反した場合は、国土交通大臣等からの指導・監督の対象となる可能性があります

○従前に引き続き、取引上の地位を不当に利用し、総価として通常必要と認められる**原価に満たない金額による契約締結はしない**

違反した場合は、国土交通大臣等の指導又は公正取引委員会への措置請求対象となる可能性があります

○技能者を雇用する建設業者は、労務費だけでなく**雇用に伴う経費も確保**する必要があることに留意する